



令和3年度12月補正予算（専決第3号）の概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を支援するため、国の制度として実施する子育て世帯への臨時特別給付金について、現金10万円を一括で給付するため、専決処分にて予算措置を講ずる。

2 内容

(1) 歳入・歳出補正予算案の概要

(単位：千円)

会計別	前回までの累計額	補正予算額	補正後現計予算額
一般会計	11,118,485	45,300	11,163,785

(2) 財源内訳

一般会計

(単位：千円)

科目別	前回までの累計額	補正予算額	補正後現計予算額
国県支出金	859,938	45,300	905,238
その他	10,258,547	—	10,258,547
計	11,118,485	45,300	11,163,785

(3) 補正予算の主な内容

一般会計

(単位：千円)

事業名及び事業概要	補正予算額
子育て世帯臨時特別給付金給付事業 国の制度として実施する給付金事業について、現金10万円を支給するための費用を計上する。 令和3年9月分の児童手当（特例給付を除く）受給者世帯については12月24日に支給し、高校生等のいる世帯については1月以降支給予定。 【福祉部子育て支援課 電話 0460-85-9595】	45,300

3 専決日

12月16日

照会先

箱根町総務部財務課長 石川

電話 0460-85-9563

E-mail zaimu@town.hakone.kanagawa.jp